

東日本大震災に関する税制上の追加措置について (商業・法人に関する登録免許税関係)

この度の東日本大震災により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

東日本大震災(以下「大震災」といいます。)で被災された方につきましては、会社や法人登記関係の登録免許税に関して、次のような税制上の措置が追加されました。

被災した会社の本店等の移転の登記等に係る登録免許税の免除措置(新設)

大震災の被災者である会社・法人(注1)又は個人(注2)の事務所等の建物が大震災により滅失(注3)した場合又は警戒区域設定指示等が行われた日において対象区域内に所在していた場合には、その法人等が、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間(注4)に一定の商業・法人登記を受けるときは、次の要件の下、登録免許税が免除されます(震災特例法41の3・震災特例法改正附則17⑦)。

また、これにより既に納付した登録免許税については、還付されます(震災特例法改正附則17⑧)。

(注1) 株式会社(特例有限会社を含みます。)、合名会社、合資会社、合同会社、外国会社、相互会社、外国相互会社、一般社団法人、一般財団法人、特定目的会社又は投資法人をいいます。

(注2) 商号又は支配人の登記をしていた商人(個人に限ります。)

(注3) 滅失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます(り災証明書の「全壊、大規模半壊」が該当します。

(注4) 事務所等の用に供する建物が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた場合には、その警戒区域設定指示等が解除された日以後3月を経過する日までに移転がされるものに限ります。

免税対象者

	免税対象者の範囲
被災者	大震災の被災者で、被災した事務所等の用に供している建物を使用していた者であることにつき、その建物の所在地の市町村長等から証明(以下「被災建物使用証明」といいます。)を受けた者(代表取締役等の住所の変更の登記等についてその代表取締役等が証明を受けた場合には、その代表取締役等に係る法人も含みます。)
被災者の相続人等	被災者である個人が死亡している場合は、その相続人又は被災建物使用証明を受けた相続人

事務所等の用に供する建物の範囲及び免税対象登記

	事務所等の用に供する建物(被災建物)の範囲	免税対象登記
法人	事務所(本店・支店・営業所・主たる事務所・従たる事務所)の用に供する建物	その事務所の移転
	支配人を置いた営業所の用に供する建物	その営業所の移転
	代表取締役等の住所にある建物	その住所の移転
	株主名簿管理人等の営業所の用に供する建物	その営業所の移転
	会計参与が定めた一定の計算書類等を備え置く場所に所在する建物	その場所の移転
個人	商号の登記をした営業所の用に供する建物	その営業所の移転
	商人の住所にある建物	その住所の移転
	支配人を置いた営業所の用に供する建物	その営業所の移転
	支配人の住所にある建物	その住所の移転

免税手続(登記申請時に必要な書類)

この免税の適用を受けるためには、法務局への登記の申請の際、登記申請書に次の区分に応じた書類を添付しなければなりません。

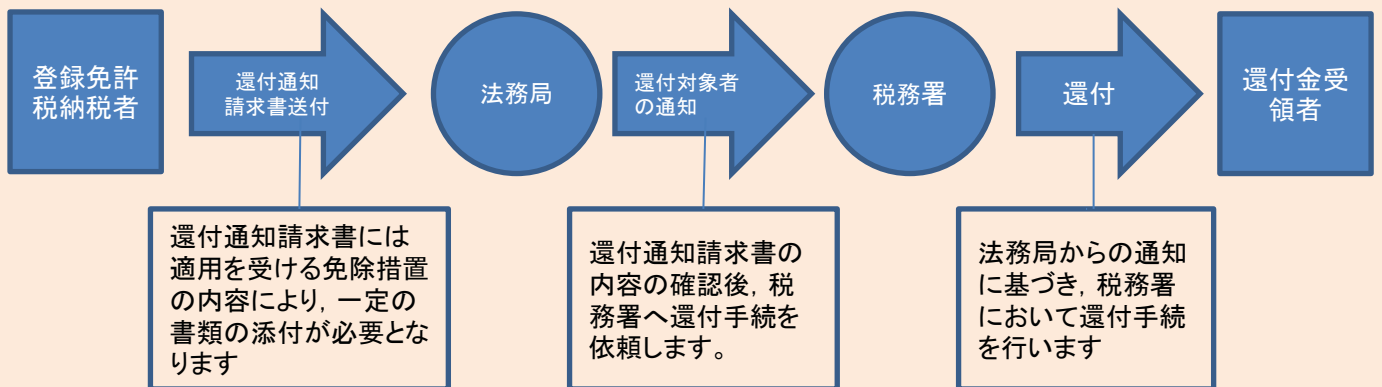
	免除措置の適用区分	添付書類
①	事務所等の用に供する建物が滅失した場合	被災建物使用証明又はこの免除措置の適用を受けようとする者が使用していた建物が滅失したことを明らかにするもの(り災証明書)。なお、本店移転等の場合は、会社・法人名義の証明書が、役員の住所変更等の場合は、当該個人名義の証明書が必要となります。
②	事務所等の用に供する建物が警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた場合	警戒区域設定指示等の対象区域内にある建物が所在する市町村長の建物所在証明書
③	上記①又は②の場合で被災者(個人)の相続人が免除措置の適用を受ける場合	上記①又は②の書類のほか、その相続人の戸籍謄本又は、免除措置の適用を受けようとする者が被災者(個人)の相続人に該当することを証する書類

免税措置の遡及適用に伴う還付について

上記の免除措置については、平成23年3月11日に遡及して適用されることから、平成23年3月11日から平成23年12月14日までの間に受けた登記で、免除措置の適用を受けることができるものについて、既に登録免許税が納付済である場合には、平成23年12月15日から5年を経過する日までに、登記をした法務局へ、それぞれの免除措置の適用を受けるとした場合に登記申請書に添付すべき書類を添付した「還付通知請求書」を提出することにより、既に納付を行った登録免許税の全部又は一部が税務署から還付されます。

なお、本店移転による事務所の旧所在地における登記にかかる登録免許税の還付の請求については、新所在地を管轄する登記所を経由して請求することができます。

還付手続の流れ



不動産登記に関する免除措置

震災特例法の施行に伴い、以下の場合、不動産に関する登録免許税が免除となり全額還付される場合があります。

- ① 原発警戒区域内に所在する建物の建替え等に係る所有権の保存の登記等
 - ② 被災した農地の代替農地に係る所有権の移転の登記等
 - ③ 平成23年3月11日以降に受けた被災代替建物及びその敷地の取得に係る所有権の保存または移転登記等
- 該当すると思われる方は、法務局または登記の申請を依頼された司法書士までお尋ねください。